

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を廃止する規則  
（県例規集登載）

生活衛生課

### 【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請  
○ 道路の区域変更  
○ 道路の供用開始  
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

環境管理課

道路整備課

〃

防災砂防課

### 【企業局】

○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程  
（県例規集登載）

総務企画課

### 【教育委員会】

○ 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正  
（県例規集登載）

教育委員会

### 【人事委員会】

○ 令和四年度岡山県職員A採用試験（Aピル型）の実施

人事委員会

## 目次

担当課（室）

### 【警察本部】

○ 令和四年度第一回岡山県警察官採用試験の実施

警務課

◎岡山県規則第十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則を廃止する規則  
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年岡山県規則第四十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 国立療養所邑久光明園  
住 所 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地  
氏 名 園長 青木 美憲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 国立療養所邑久光明園  
所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	68の2ーロ 病院に設置される洗浄 施設 (123-3)		68の2ーロ 病院に設置される洗浄 施設 (123-4)		68の2ーハ 病院に設置される入浴 施設 (18-3)		68の2ーハ 病院に設置される入浴 施設 (18-4)		68の2ーハ 病院に設置される入浴 施設 (123-1)	
能	力	4.2kg		7kg		0.25m <sup>3</sup>		同左		0.39m <sup>3</sup>	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和4年3月31日		同左		令和4年4月1日		同左		令和4年3月31日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和4年4月1日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続2時間		同左		断続1時間		同左		断続3時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.1	0.2	同左		0.3	0.6	0.3	0.6	0.4	0.8
	p H	5.8~8.6				5.8~8.6		同左		同左	
	B O D (mg/L)	110	120			40	50				
	C O D (mg/L)	80	100			40	50				
	S S (mg/L)	110	120			40	50				
	油 分 (mg/L)	0	3			3	5				
	T-N (mg/L)	10	30			5	10				
	T-P (mg/L)	1	3			1	2				
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数			無数	無数				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

区 分	新 設	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後			
種 類	68の2-ハ 病院に設置される入浴 施設 (123-2)	68の2-ハ 病院に設置される入浴 施設 (102)		同左		68の2-ハ 病院に設置される入浴 施設 (179-1)		同左			
能 力	0.39m <sup>3</sup>	3.2m <sup>3</sup> ×2基		同左		5m <sup>3</sup>		同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	-		同左		同左		同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和4年3月31日	-		同左		同左		同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和4年4月1日	-		同左		同左		同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続3時間	同左		同左		同左		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.4	0.8	12	15	11	13	15	18	14.4	16.8
	p H	5.8~8.6		同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	40	50								
	C O D (mg/L)	40	50								
	S S (mg/L)	40	50								
	油 分 (mg/L)	3	5								
	T - N (mg/L)	5	10								
	T - P (mg/L)	1	2								
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数								

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
 2 102から排出される汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし
- (5) 排水口に関する事項  
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年3月1日から同月22日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

◎岡山県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 布賀地頭線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市川上町下大竹字横岳一五三番一〇地先から	新	一九・九〇 二九・九	一二三・七
高梁市川上町下大竹字横岳一五三番三地先まで	旧	五・四〇 一四・〇	一二三・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和田北鶴田線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町和田北字前へ九四二番二地先から	新	六・八〇 二〇・九	六〇・〇
久米郡美咲町和田北字大成八二三番一地先まで	旧	三・一〇 八・八	六〇・〇

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

◎岡山県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	布賀地頭線	高梁市川上町下大竹字横岳一五三番一〇地先から 高梁市川上町下大竹字横岳一五三番三地先まで	令和四年三月一日
	和田北鶴田線	久米郡美咲町和田北字前へ九四二番二地先から 久米郡美咲町和田北字大成八二三番一地先まで	

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

## ◎岡山県告示第九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

中川町地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱  
一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市東区中川町一〇七八番二〇五	一号及び二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号、六号及び十一号
〃	七号
〃	八号
〃	九号
〃	十号
〃	十二号
〃	十三号



◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項に次の一号を加える。

- 五 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条の規定により採用された職員のうち第十五条第一項第八号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とするもの

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般  
 教 育 事 務 所  
 教 育 機 関  
 立 学 校

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
 令和四年三月一日

岡山県教育委員会

第一表A共通の表5人事の部2給与の項中「配偶者控除等申告書」を「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整申告書」に改める。  
 第一表B教育政策の表1人事の部1総括の項中「オアシス・オーナーミーション」を「デジタル化」に改め、同表4教育企画の部2総合企画の項中「第2次岡山県教育振興基本計画」を「岡山県教育振興基本計画」に改め、同部3総合調整の項中「新時代の国おみやぎま生き活きプラン」を「晴れの国おみやぎま生き活きプラン」に改める。  
 第一表C財務の表2財務の部に次のように加える。

C	内部統制	1	内部統制総括	5
---	------	---	--------	---

第一表D教職員の表4人事の部1総括の項中  

3	教師業務アシスタント配置事業	5	を	3	教師業務アシスタント配置事業	5
				4	小1アシスタント支援事業	5

 に改める。

第一表E高校教育の表2振興の部1事業費の項中

8	旧岡山県教育センター解体事業費	10	を	8	旧岡山県教育センター解体事業費	10	
				9	GIGAスクール構想総括	3	
				10	産業教育設備総括	3	
2	生徒指導	1	集団宿泊研修	1	を	2	に改める。

第一表F保健体育の表1総括の部3体育施設の項中

1	体育施設総括	3	を
2	学校体育施設	3	
3	学校体育施設設置状況調査	1	
4			

1	体育施設総括	3
2		
3		
4	学校体育施設設置状況調査	1

に改め、同表3保健の部2健康管理の項中

5	児童生徒健康診断等	5
---	-----------	---

を

5	児童生徒健康診断等	5
6	感染症食中毒発生報告	3

に改め、同部4環境衛生の項中

1	環境衛生総括	3
2	感染症食中毒発生報告	3
3	大気汚染	1

を

1	環境衛生総括	3
2		
3	大気汚染	1

に改め、同部6保健教育の項中

7	薬物乱用防止教育	3
---	----------	---

を

7	薬物乱用防止教育	3
8	がん教育	3

に改め、同部に次のように加える。

B	全国学校保健・安全研究大会	1	全国学校保健・安全研究大会	5
---	---------------	---	---------------	---

第一表保健体育の表5学校体育の部1指導の項中「運動部活動指導者派遣（支援員派遣）」を「運動部活動指導員派遣（支援員派遣）」と改める。

第一表G生涯学習の表2振興の部2国庫補助の項中

5	高等学校奨学事業費補助金	5
6	中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業	5

を

5	高等学校奨学事業費補助金	5
---	--------------	---

に改め、同部3奨学奨励の項中「日本スカウトジャンボリー派遣費補助金」を「日本PTA中国ブロック研究大会補

「助金」に改め、回表3企画推進の部6学校文化の項中

3	地元オーケストラによる学校公演	5
---	-----------------	---

3	地元オーケストラによる学校公演	5
4	文化部活動指導者派遣	3

「第一表1福利の表1福利の部2児童手形の項中

5	現況届	永
---	-----	---

5	現況届	3
6	児童手当消滅者書類	7

「このため、回表5退職手形の項中

12	計算書(臨時的任用職員)	5
13	支払調書	7

「このため、回表4健

12	計算書(臨時的任用職員)	7
----	--------------	---

「健康管理の部1労働安全衛生の項中「産業医」を「本庁産業医」に改め、回表3健康管理の項中

6	復職支援システム	5
7	メンタルヘルス出前研修	5
8	メンタルヘルス支援員	5
9	ストレスチェック	5

6	復職支援システム	5
7		
8	ストレスチェック	5
9	職場環境改善支援事業	5
10	職場環境改善支援事業	5
11	過重労働対策	5

4	健康管理医	1	健康管理医報酬任免	5
---	-------	---	-----------	---

4	健康管理医 ・産業医	1	健康管理医報酬任免 産業医報酬任免	5
---	---------------	---	----------------------	---

「このため、

第一表ニ義務教育の表1総括の部4教育課程の項中

7	学習指導要領	10	を
7	学習指導要領 特別の教育課程	7	
10	に改め、同表2指導の部2国庫補助の項中	2	を
5	コミュニケーション・スクール推進体制構築 事業	5	

2	コミュニケーション・スクール推進体制構築事業	5	に改め。
3	GI G Aスクール関連事業	5	

第二表1共通の表1総括の部1総括の項中

8	例規	永	に改め
8	例規	永	
9	新型コロナウイルス	永	

め、同部9情報技術・情報教育の項中

3	教育情報ハイウェイネットワーク	5	を
4	教育情報ハイウェイネットワーク	5	
5	総合行政ネットワーク (L G W A N )	5	に改め、同
3	教育情報ハイウェイネットワーク	5	
4	一人一台端末	永	
5	総合行政ネットワーク (L G W A N )	5	

部に次のように加える。

10	内部統制	1	内部統制総括	5
----	------	---	--------	---

第二表1共通の表5人事の部1人事の項中「給与表」を「給与表(再掲)」に改め、同部2給与の項中

5	を	7	に改め、「配偶者控除等申告書」を「基礎控除申告書兼配
5	を	7	に改め、「配偶者控除等申告書」を「基礎控除申告書兼配
7	を	7	に改め、「配偶者控除等申告書」を「基礎控除申告書兼配

偶者控除等申告書兼所得金額調整申告書」に改め。

第二表2教育事務所の表2総務の部5給与支給の項中「配偶者控除等申告書」を「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整申告書」に改め、同表3教職員の部5給与

に改め、同表3教職員の部5給与

の頁中

3	主任・特別支援学校・多学年担当	5
---	-----------------	---

を

3	主任・特別支援学校・多学年担当	5
4	復職調整	5
5	管理職手当・期末勤勉手当	5

に改め、同表5生涯学習の部C補助・委託

事業の頁中

31	地域学校協働本部	5
32	中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業	5

を

31	地域学校協働本部	5
----	----------	---

に改め。

第二表8博物館の表2学芸の部2資料の頁中

1	資料借用証	永
---	-------	---

1	資料借用証	永
2	長期借用承諾書	永

に改め。

第二表11県立学校の表2庶務の部7補助金の頁中

13	高校生等教育給付金支給台帳	5
----	---------------	---

13	高校生等教育給付金支給台帳	5
14	高等学校等専攻科就学支援金	5

に改め、同表3教務の部5クラブ活動・部活動の頁中

3	部活動指導記録簿	5
4	クラブ活動・部活動総括	1

を

3	クラブ活動・部活動総括	1
4	クラブ活動・部活動総括	1

に改め。

第二表13県立図書館の表4資料情報の部2図書

1	図書選定回	5
2	寄付採納調査	5

を

1	寄付採納調査	5
2	寄付採納調査	5

に改め、同表中

4	統計	1	分類別蔵書点検表	永
---	----	---	----------	---

を

4	1	
---	---	--

こ改める。

第二表14総合教育センターの表を次のように改める。

1 総括	1 総括	1	1	1	全国及び中国地区協議会	3
		2	2	2	岡山県公立学校教員研修総合企画委員会	5
		3	3	3	センターだより（羅針盤）	3
		4	4	4	要覧	3
		5	5	5	国立教育政策研究所	3
		6	6	6	免許法認定講習	3
		7	7	7	所員研修	3
		8	8	8	スキルアップ研修	3
		9	9	9	広報	3
		10	10	10		
		11	11	11		
2	総務	1	1	総務総括	3	
3 企画	1 研修企画調整	1	1	研修企画調整総括	3	
		2	2	事業評価総括	3	
		3	3	外部評価委員会	3	
		1	1	教員等研修事業総括	3	
		2	2	管理職研修	3	
3	2 教員等研修事業	3	3	マネジメント管理職研修	3	
		4	4	リーダー研修	3	
		5	5	事務職員研修	3	
		3	3	調査研究総括	3	
4	3 調査研究	1	1	調査研究総括	3	
		4	4	教育情報化	3	
4	4 教育情報化	1	1	教育情報化総括	3	
		2	2	情報システム管理・運用	3	

4	研修	1	1	1	1	3
				2	2	3
5	教育支援	1	1	1	3	
			2	1	3	
				2	3	
6	各種団体	1	1	1	2	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和二年度以降において完結した文書から適用する。



# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

## ◎岡山県人事委員会公示第三号

令和四年度岡山県職員A採用試験（アピール型）を次のとおり実施する。

令和四年三月一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十一名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成八年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十三年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 基礎能力試験

言語的理解力、数量的処理能力及び論理的思考力について択一式による筆記試験を行う。

(2) アピールシート試験

積極性、調整力・コミュニケーション能力、意欲、表現力・国語力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------



七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和四年三月一日（火曜日）から同月三十一日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

## ◎岡山県警察告示第十一号

令和四年度第一回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和四年三月一日

岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定者数		主な勤務先及び職務内容
警察官A (令和五年四月採用)	男性 十八名	女性 五名	男性 九名	
警察官B (令和四年十月採用)	女性 三名	男性 九名	女性 三名	

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A	平成元年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2) 岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官B	平成元年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。 (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者(岡山県警察本部が、同等の資格があると認める者を含む。) (2) 学校教育法による高等学校を令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者(岡山県警察本部が、同等の資格があると認める者を含む。)

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

三 試験の方法  
のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

## 1 第一次試験

試験区分		警察官A	
種目	内容	種目	内容
教養試験	大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。	論文試験	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
適性検査	性格、心理等について検査を行う。	体力試験	反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシヤトルランを行う。
身体検査1	指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。	資格加点	七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。
分野	資格・免許・検定・経歴	英語	実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以上
柔道	二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）	剣道	二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）

	中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
上	<p>中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあっては、三級以上） TECC四〇〇点以上</p>	<p>ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>日商簿記検定試験二級以上</p>	<p>情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者</p>	<p>令和四年四月一日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会</p> <p>(2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会 のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技</p>

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

					警察官B
					教養試験
					作文試験
					適性検査
					体力試験
					身体検査1
					資格加點
英語	剣道	柔道	分野		
実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別 受験制度（IPテスト）によるもの を除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以	二段以上（一般財団法人全日本剣道 連盟の段位に限る。）	二段以上（公益財団法人講道館の段 位に限る。）	資格・免許・検定・経歴	七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は 原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検 定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び 知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定につい て証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の 原本の確認を行う。	指及び関節運動について職務遂行に支障がないかど うかの検査を行う。
					反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシ ャトルランを行う。
					性格、心理等について検査を行う。
					表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試 験を行う。
					高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択 一式による筆記試験を行う。
					イ アに該当しないが、日本選 手権大会、国民体育大会、全 日本学生選手権又は全国高等 学校総合体育大会のうちいず れかの大会で実施される武道 競技

	中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
上	<p>中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあっては、三級以上） TECC四〇〇点以上</p>	<p>ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>日商簿記検定試験二級以上</p>	<p>情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者</p>	<p>令和四年四月一日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会</p> <p>(2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会のみならずにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技</p>



# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

## 2 第二次試験

### (1) 口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

### (2) 身体検査<sup>2</sup>

所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。

イ アに該当しないが、日本選手権大会、国民体育大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技

項目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上
色覚	職務遂行に支障のないこと。
聴力	職務遂行に支障のないこと。
精密検査	職務遂行に支障のない身体状態であること。

## 四 試験の期日及び試験会場

### 1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	試験会場
令和四年五月八日（日曜日）	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟 岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟

### (2) 体力試験及び身体検査<sup>1</sup>

試験の期日	試験会場
令和四年四月三十日（土曜日）から五月四日（水曜日）まで及び同月七日（土曜日）のうち一日（受験申込者に対して、直接通知する。）	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

# 令和4年3月1日 岡山県公報 第12374号

## 2 第二次試験（口述試験及び身体検査2）

口述試験の期日	口述試験会場
令和四年七月二日（土曜日）から同月四日（月曜日）まで及び同月九日（土曜日）から同月十二日（火曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

## 五 合格者の発表

岡山県警察本部の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県警察本部のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和四年五月二十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和四年七月二十日（水曜日）	合格者の受験番号

## 六 採用及び採用後の給与

### 1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載した者の中から、岡山県警察本部長が決定する。なお、採用時期は、原則として、試験区分が令和四年十月採用の者にあつては同月一日とし、試験区分が令和五年四月採用の者にあつては同月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

### 2 給与

- (1) 令和四年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分	学歴	給料月額
警察官A	大学卒業	二一七、九〇〇円
警察官B	短期大学卒業	二〇〇、四〇〇円
	高等学校卒業	一八五、六〇〇円

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

## 七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

- 2 受験申込書は、令和四年三月一日（火曜日）から同年四月一日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
  - 3 インターネットによる受験申込みは、令和四年三月一日（火曜日）から同年四月一日（金曜日）までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。
- 八 その他
- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
  - 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、岡山県警察本部のホームページからもダウンロードすることができる。
  - 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
  - 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。